

(参 考)

1. マルシップとは

日本法人等が所有する船舶（日本船舶）を、外国法人等に貸渡し（裸用船）、当該外国法人が外国人船員を乗り組ませたものを、貸渡人たる日本法人等がチャーターバック（定期用船）したものをいう。

2. 原因と再発防止対策

水産庁及び国土交通省の指導を受け、（社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会では、次のとおり、原因究明を行い、複合的に再発防止対策を講じることとしています。

【原 因】

- （１）外国人船員に対する暴力・いじめ等船内環境の問題
- （２）そもそも脱船・逃亡を目論んで乗り組む外国人船員の存在
- （３）入港地で外国人船員の脱船・逃亡を手引きする者の存在
- （４）外国人船員の現行給与待遇に対する不満

【再発防止対策】

（１）既に実施したもの

- ①漁業者等に対する指導説明会の開催
- ②船員派遣会社（日本）の変更
- ③脱船・逃亡が発生した漁船に対する訪船指導
- ④漁業者に対して漁船マルシップの適正な運用等に関する念書提出の義務化
- ⑤気仙沼港に入港する漁船に乗り組んだことがある外国人船員が、他の港に入港する漁船に再乗船することを中止
- ⑥当分の間、新たなマルシップ移行を見合わせ

（２）今後実施するもの（平成19年10月18日現在）

- ①船員派遣会社（インドネシア）の精査選別
- ②給与待遇の改善
- ③主要水揚げ港（気仙沼、塩釜、銚子、那智勝浦）おける対策
 - ・市場開設者、市場関係者（荷受、仲買）、利用漁業者、海員組合等による対策検討会の開催
 - ・地元警察・海上保安部等に対する警ら強化等の協力要請
 - ・夜警巡回の実施
 - ・外国人船員休憩室の開設及び夜間宿直
- ④脱船・逃亡を発生させた漁船に対する自主的処分の基準化